

令和5年度茨城デスティネーションキャンペーンWEBプロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度茨城デスティネーションキャンペーンWEBプロモーション業務

2 業務目的

令和5年秋にいばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する茨城デスティネーションキャンペーン※（以下「DC」という。）に向け、DC及び本県観光に関するショート動画配信やWEBを活用したプロモーションを実施し、有効なターゲットに対して茨城の魅力を発信することで、アフターコロナにおける茨城観光のプレゼンスを高め、もって新たな観光需要の獲得を図る。

(※) デスティネーションキャンペーン（DC）について

JRグループ6社と地域（県・市町村・地域観光事業者）が一体となって実施する国内最大規模の国内向け観光キャンペーン。

○期 間

令和5年10月～12月

○キャッチコピー

「体験王国いばらき」

○テーマ

「アウトドア」・「食」・「新たな旅のスタイル」

3 契約期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

4 業務内容

受託者は、以下に掲げる業務を行う。

なお、各業務における実際の実施内容については、提案を基に協議会と協議の上協議会長が決定する。受託者は決定した実施内容を踏まえ、実施計画書を作成する。

(1) 茨城DC WEB広告用動画制作業務

以下、内容を踏まえ、体験王国いばらきの魅力を訴求する観光PR動画（商業動画）の企画・撮影・制作を行うこと。

ア 茨城DCのキャッチコピー「体験王国いばらき」やテーマの「アウトドア」、「食」、「新たな旅のスタイル」などに関連した本県の魅力ある観光コンテンツを県内外に効果的に訴求させることができる動画を、3本以上、以下のコンセプトを必須条件に企画、撮影、制作すること。各動画に盛り込むコンテンツ量やターゲット等を考慮し、必要に応じ細分化するなど、柔軟に対応すること。また、以下コンセプト以外に、WEB広告での配信を想定し、より効果的に体験王国いばらきの魅力の訴求を期待できる企画があれば、積極的に提案および制作を行うこと。

・DC告知動画～体験王国いばらきの魅力総集編～（配信期間：8月下旬～10月）

- ・秋の体験王国いばらきの魅力（配信期間：9月～11月4日）
- ・冬の体験王国いばらきの魅力（配信期間：11月4日～12月25日）
- イ 各動画の尺調整（15秒、30秒、1分）や縦横比調整、ファイル形式など、掲出するメディアに応じて柔軟に対応すること。（掲出先：WEB広告、各種デジタルサイネージ、トレインチャンネル、県観光公式HP・SNSなどを想定）
- ウ 最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心をつかむような映像に仕上げること。
- エ BGM等の音楽素材の使用に関しては、著作権等の問題が発生しないよう、権利関係の手続きを適正に行うこと。
- オ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないよう、権利関係の手続き等を適正に行うこと。
- カ 撮影場所や画像等の使用に係る全ての許諾手続きは、受託者にて実施すること。

（2）インフルエンサーを活用した動画配信業務

インフルエンサー等とタイアップした、DC及び本県観光のPRに資するコンテンツの企画（実施計画の策定を含む）、手配、制作及び発信を行う。制作する動画の詳細仕様は前項（1）のイ以外の項目に準ずるものとする。タイアップ相手や発信メディア媒体、内容、スケジュール等については、有効であると判断されるものを提案すること。

ア 配信開始時期

2023年8月下旬ごろ～

※配信計画については、DC期間を踏まえ、協議会と協議の上決定すること。

イ インフルエンサーの起用方法について

インフルエンサー（観光誘客に係る影響力を持つ者）等1～2組以上起用すること。

インフルエンサーについては、本県の観光誘客促進に当たって有効に情報発信ができると判断される者を提案すること。インフルエンサーは①ライト・ナノ・マイクロ層で構成した場合と、②ミドル・メガ層で構成した場合の2パターン以上を、金額も含め提案すること。また、インフルエンサーごとに、どのような動画を制作するか、併せて提案すること。

（3）WEB広告配信業務

SNS広告や動画広告、リスティング広告等の各種WEB広告を用いて、DC及び本県観光のPRを目的とした広告の企画（実施計画の策定を含む）、手配、制作及び発信を以下のとおり行う。広告手法（広告媒体、内容、スケジュール、頻度等）については、現在の広告市場の調査を行い、最も有効であると判断されるものを提案し、戦略的に実施すること。

ア 実施期間

2023年8月～2023年12月

イ 想定されるWEB広告手法

- ・Googleディスプレイネットワーク（GDN）
- ・Yahoo!ディスプレイアドネットワーク（YDN）
- ・楽天及び楽天トラベル【OTAとのタイアップ】

- ・ Facebook
- ・ Twitter
- ・ Instagram
- ・ You Tube
- ・ LINE
- ・ TikTok
- ・ TVer

※上記に記載する手法はあくまで参考であり、必ずしもこれらすべてを活用する必要はなく、記載のないサイトやサービスの活用を提案することも差し支えない。

ウ ターゲティング設定

受託者は協議会と協議のうえ、WEB広告配信先設定を行うこと。

(4) WEBを活用した茨城DC機運醸成業務

県民や本県旅行者、インフルエンサー等が、茨城観光の魅力について、自らが情報発信者(広告塔)としてWEBやSNS上で情報発信を行いたくなるよう促す企画を提案および実施すること。

ア 実施期間

2023年8月～2023年12月

イ 景品等経費

本業務に必要とされる景品等経費は本委託契約に含まないものとする。

プレゼント企画等、個人への給付に当たる企画を実施する場合、その際に発生する経費負担については、協議の上決定する。

5 納品等

(1) 納入すべき物品

ア 実施計画書

紙：2部

データ：CD又はDVD等1部

※PDF及び編集可能データ(docx、pptx形式等)

イ 実績報告書

紙：1部

※履行業務の全体が分かる資料を添付すること。

(2) 納入期限

ア 実施計画書

令和5年7月7日(金)

業務履行中の各打合せ時には随時変更や実施結果を反映した経過版を提供すること。

イ 実績報告書

令和6年2月29日(木)

(3) 納品先

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局(茨城県営業戦略部観光物産課内)

6 権利の帰属

本業務における制作物の著作権は、全て協議会に帰属する。インフルエンサーが制作する動画の二次使用ができない場合は、その場合の代替提案等について事前に委託者へ報告すること。

7 特記事項

- (1) 業務の目的を十分に理解した上で、茨城県の魅力が効果的に伝わる趣向を凝らした企画内容とすること。
- (2) 業務履行に際して必要な広告経費、出演料、交通費、宿泊費等、業務委託の企画及び実施に関する一切の費用（インフルエンサー等とのタイアップにおける企画実施に要する経費を含む）は全て当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 次年度、プロモーションの実施者が変更になる場合は、すみやかに運用されるように、全ての情報の引き継ぎに協力すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、本業務におけるプロモーションの全部又は一部を中止する可能性がある。中止については協議会が決定することとし、委託費は中止決定の日までに生じた経費（キャンセル料等を含む）とする。
- (5) 協議会が行う他のDC関連事業と一体となったプロモーションを行うため、協議会の求めに応じ適宜情報提供や連絡調整を行うこと。
- (6) 情報発信に使用する静止画又は動画等の素材収集および撮影が必要な場合は、受託者にて行うものとする。
- (7) 受託者は各業務について運営目標のKPI（表示回数、クリック回数、再生回数、いいね数、リツイート数など）を示すとともに、実施スケジュール等を記載した実施計画書を、協議会と協議のうえ作成することとする。また各業務について適宜効果測定を行い、随時改善に向けたPDCAを実行すること。

8 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、協議会が必要と認めるときは、委託業務の進捗についての報告及び打合せの実施を求めることができるものとする。
- (2) 事業実施に当たっては、受託者の実施体制を示すとともに、協議会とのやり取りを一元的に担う責任者を1名配置すること。
- (3) 本業務について取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び茨城県個人情報の保護に関する条例に則り、適正に取り扱うこととする。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、協議会長が定めることとする。